

## 第16回三木市地域公共交通検討協議会

日時：令和7年2月17日（月）

午後1時30分～午後3時00分

場所：三木市立教育センター 4階 大研修室

### ○事務局

定刻になりましたのでそれではただいまから第16回三木市地域公共交通検討協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては本日、既にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は本日司会を務めます、三木市の交通政策課長の●●と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は遅くとも15時までには会議を終了したいと考えております円滑な進行につきまして、ご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは開会にあたりまして、本協議会の会長でございます●●会長からご挨拶をいただきます。

### ○●●会長

こんにちは。議長を預かっております●●です。本日はお忙しい中、第16回三木市公共交通検討協議会にお集まりいただき本当にありがとうございます。

寒暖の差が激しい中で、明日からまた寒くなるという中でございますが、本日協議事項に則ると、路線バスの地域路線バスを見直しながら、デマンド型交通の導入に関して検討を本格化させる重要な議論がありますので、皆様方意見をいろいろ寄せていただいて、より良い公共交通体系を我々としても作っていきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

### ○事務局

●●会長どうもありがとうございました。それでは引き続きですが、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

〈配布資料確認 省略〉

本日の本協議会の委員を御報告いたします。

〈委員紹介 省略〉

それでは次第に従いまして本日の議事に入らせていただきます。ここからの進行につきましては●●会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○●●会長

それではひとつずつの議論に入っていきたいと思っております。前回議事録が添付されてますが、またご覧いただいて、何かお気づきの点があれば、また事務局の方にお知らせいただければと思いますのでこの場で確認することは割愛させていただきたいと思っております。それでは協議事項の一番の方へ行きたいと思っております。三木市地域公共交通検討協議会の設置要綱の改正についてです。その後説明がありました。本改正に応じた改正でございます。

事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

失礼いたします。三木市交通政策課の●●と申します。よろしくお願いいたします。説明は着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に資料1のクリップどめをしている資料が手元ご用意いただけるかと思いますが、資料の構成といたしましては、資料1と資料1-1といたしまして、改正後の設置要綱の全文案を添付しておるような資料構成となっております。

それでは資料1に基づきまして、本市の地域公共交通検討協議会設置要綱の改正について概要をご説明いたします。

見出し1のところがございます通り、令和5年10月の道路運送法改正によりまして、協議運賃制度に基づく運賃の協議につきましては市の地域公共交通検討協議会で今まで諮っていたところを、別途協議会を設けて、市であれば部会という形になるんですけども、その部会の中で運賃等を定める事業者ごとに協議をするといった改正がございました。その法改正に合わせるため、本市の地域公共交通検討協議会設置要綱を改正するといった内容でございます。

改正する内容でございますが、見出し4番のところから新旧対照表という形でまとめさせていただきますので、そちらの皆様ご覧いただきながら、説明をお聞きいただければと思いますが、改正の内容としましては、まず両括弧一番のところの①番所掌事項第2条の関係でございます。

第2条の1号、所掌事項のところから、運賃並びに料金に関する事項を削除いたします。その代わり、②番のところでございますように、部会というところが設置要綱第9条、でございますが資料は、裏面2ページに掲載しております。

第9条の部会のところ、運賃および料金うち並びに料金等についての検討および事業実施できるための事項を追加する改正がございます。両括弧2番といたしましては、概要を説明いたしました法改正に基づくものではないんですけれども、それ以前に自家用有償旅客運送といえます運送中で種別が今まで市町村とNPO法人等と実施主体別に分けられていたものを運送目的である交通空白地域有償運送というものと、福祉有償運送、この二つに種別変更がされておりますのでそれに合わせまして、本市では市有償運送という文言を交通空白地有償運送に改める、こちらは第2条の所掌事項に関する変更でございます。

施行日といたしましては4月1日付けを考えておまして法務部局とただいまから調整をするといった形でございます。資料1につきましては以上でございます。

資料1-1につきましては先ほどご説明させていただきました内容を、変更箇所を赤字で表示しておるようなものとなっておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

協議事項1についてのご説明は以上でございます。

## ○●●会長

制度がわかりにくいかもわかりませんが、基本的に公共交通の運賃・料金は原価に基づいて設定されているのですが、コミュニティバスの運賃などでは協議会の中で協議をすれば、運賃が設定できるという枠組みだったのですが、運賃を検討する会議体を作って、そこで検討するという法体系に変わりました。運賃を協議するメンバー構成も法律で決まっている形で、今後三木市として提供する場合には、別にバスだけでなく、鉄道やタクシーも対象ですけれども、この制度に則る形になりますので、それに応じた修正です。

あともう一つは、こちら非常にマイナーな変更ですが、市運営有償運送という古い言い方

を残していたので、これを交通空白地有償運送に変えたということでもあります。

よろしいでしょうか？特にご質問はございませんか。お認めいただけますでしょうか？

〈質問等なし〉

この設置要綱の改正としては承認ということで、手続きを進めさせていただきます。

続きまして協議事項2に行きたいと思います。

### ○●●会長

冒頭のご挨拶にもありましたが、三木営業所～明石駅前の運行内容の変更に伴う三木市地域公共交通計画別紙の変更、別紙というのは地域公共交通に追加で、国からの補助を受けている路線についての内容を書き込んだ内容が今回変更になるので、この会議でそれを検討するということとなります。

では事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

引き続き●●からご説明を進めさせていただきます。協議事項2の資料の構成といたしましては、まず資料2番に今回の全ての改正の概要等をまとめた資料となっております。

その次、資料2-1といたしまして、改変後のダイヤ案を掲載しております。資料2-2といたしまして、昨年6月にこちらの協議会でお諮りさせていただいた交通計画別紙でございまして、変更箇所を赤字で記載したものを掲載させていただいております。

その後添付資料といたしまして、表1、A4横長の資料と表2といたしましてA3両面カラー刷りで印刷しているもの、以上が協議事項2の資料になります。

それでは資料2に基づきまして、三木営業所～硯町～明石駅前の運行内容の変更に伴う三木市地域公共交通計画別紙の変更についてご説明させていただきます。

まず前半に三木営業所～硯町～明石駅前の改編内容をご説明させていただきまして、後に計画の別紙の変更のご説明をいたします。

それでは概要ですが、見出し1のところでございます。三木市地域公共交通計画交通計画に記載されている地域公共交通確保維持事業という国庫補助事業の補助対象路線の運行内容等を

変更する場合、国が、この事業実施にあたっての実施要領というものを定めているんですけども、そちらに軽微な変更該当する場合を除いて公共交通計画の別紙の変更がある場合は、市の地域公共交通検討協議会、こちらの協議会で協議をいたしまして、その上で変更する必要があります。

なお、軽微な変更とは、下の方に、括弧書きで参考として①番から④番のところに記載しているような変更が軽微な変更該当するものではございますが、この軽微な変更該当しない場合は協議をし、変更していく必要がございます。

その中で、この度、当該国庫補助対象路線でございます三木営業所～硯町～明石駅前線におきまして路線改編に伴う減便等によりまして、運行回数の変更が生じますので、交通計画の別紙を変更することについてご協議いただきたいというふうに考えております。

対象路線は見出し2にございますが、三木営業所～硯町～明石駅前でございます。

下に路線網図を参考に掲載させていただいておりまして、地図の左下辺りに赤四角枠で囲っているところの中に黄色の線が三木営業所から明石駅前まで伸びている線があるかと思いますが、今回はこちらの路線が対象ということでございます。

黄色の線の真ん中辺りに平野橋という文字を表記させていただいておりますが、後ほどご説明出てまいります神戸市西区に所在する平野橋バス停の位置表示しているものでございます。

それでは説明次のページに参らせていただきます。運行事業者は神姫バス株式会社様でございます。改変理由でございますけれども、見出し4の両括弧1にございます通り、国、県、沿線市町で協調支援を行っている当該路線は、利用の多い路線であるものの運行事業者が抱える乗務員不足が深刻であることから、利用実態に即して、運行便数の見直しをはじめ、ご利用が少ない区間においては、一部の便を短絡すること等によりまして、運行の効率化を行って路線の確保事業を図っていくといったところが理由でございます。

改編内容は、両括弧2番のところでございますが、まず平日が、往復それぞれ1便ずつ減便となります。その下、往路3便、復路1便につきましては、今まで三木営業所発着だったものを平野橋バス停、神戸市内のバス停の発着に短絡となります。土日祝日でございますが、往路復路それぞれ3便ずつが平野橋バス停発着の短絡という形になります。

この結果、市内の運行便数がどうなるかというところを下の表にまとめさせていただいてお

りますけれども、改変後の市内運行便数平日は往路、こちら明石駅前方面に向かう部分ということで位置づけさせていただいてますが、現行から4便減便の9便に変わります。復路も同じく現行11便から2便減便の9便に変更でございます。土日祝日に関しましては、往路復路それぞれ3便ずつの減便となり、8便ずつに変更でございます。

ダイヤ改正後の案は資料2-1へ掲載してございますので、よろしければご確認ください。

改編日につきましては令和7年4月1日を予定しております。

ここまでが、改編内容のご説明でございます。

続きまして資料3ページにお進みいただきたいと思っております。

見出し6番で、先ほどの改変に伴いまして、三木市地域公共交通計画別紙の変更する箇所がございますので、こちらをご説明させていただきます。

両括弧1のところがございます、三木市地域公共交通計画別紙でございます。資料2-2になりますが、もしよろしければお手元にご用意ください。

資料2-2を1枚めくっていただきました裏面のところに項目の4番がございまして、地域公共交通確保維持事業により運行確保維持する運行系統の概要と運行予定者といったところがございまして、その中に表がございます。表の中の一番右端、国庫補助額のところが、計画の変更前は176万4400円なので1764.5千円という表記だったものが、そこから変更後は、路線改編の関係で153万7千円に変更となっております。表1も同じ金額に変更となっておりますけれども、そちらはまたご確認くださいと思います。

そのまま資料2-2に戻っていただきまして資料の一番最後のページになります。

項目の18番のところございまして、協議会の開催状況と主な議論といったところを、本日変更についての協議をさせていただいておりますので、そちらに関する記載を時点修正という形で追記しております。

資料2に戻らせていただきまして、計画別紙の変更箇所の両括弧2番のところでございますが、交通計画別紙表2というところを後ろに添付しております。

こちらはA3サイズでご用意している資料になりますけれども、資料2-2の表2にこの資料の中ほどのところに、赤い四角の枠で囲っているところがあるかと思っております。

その中で、赤字で表記しております計画運行回数というところが今は3706回、下のところに括弧書きで1日当たり10.1回という表示になっておるかと思いますが、変更前は、年間計画運行回数が4255回、1日あたり11.6回だったものが、10.1回に変更となっております。

資料2に戻っていただきまして、資料2の3ページ見出し7でございます。

その他事項といたしまして、三木営業所～硯町～明石駅前線の他、社～三宮線、三田駅～市立図書館前～みなぎ台線におきましても、運行回数等の変更はございますが、社～三宮線に関しては1日当たり0.4回の減少、三田駅～市立図書館前～みなぎ台線は1日あたり0.1回の減少ということで、冒頭、見出し1の参考のところでは挙げさせていただいた軽微な変更に当たりますので、こちらはそういった変更があるといったことの情報共有までとさせていただきます。

協議事項2についての説明は以上でございます。

## ○●●会長

はい、以上のようなことでございます。

自治体の中だけを走るバスは各自治体の判断になりますが、自治体間をまたいで走る路線であり、一定水準以上の利用がある、それなりに利用者はいる、ただし、赤字であるといった路線に対しては国の補助制度がございます。それを受けている路線の一つが三木営業所～硯町～明石駅前が、今般厳しい経営特に、人員不足、乗務員不足の関係もあってその運用を見直すことになったので、それに応じた形で修正を行うということです。同内容は、路線が跨っている各自治体で同じような協議を行っていて、三木市の部分について我々が協議するということになります。以上の点について何かご質問等ございますでしょうか？

神姫バスさんとか国から追加で情報提供する必要があるようなことはございますか。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、軽微な変更の場合は、協議会に諮らなくても変更できるということになります。従って三木市に係る路線で本数が減るのはこの路線だけではなく、いくつかの路線でも、神姫バス様からアナウンスがあつて手続き等を始めているんじゃないかと思うんですが、あります。なかなか運転手が集まらない、集められるほどの給与を払えるほど収入が入らないというそういう厳しい状況がある中での対応になっているかと思

っております。

### ○●●委員

兵庫陸運部の●●です。計画変更ということですが、この計画は去年の10月から今年の9月までを対象にしているものになります。途中で変更があったら手続きしてくださいということで、今回その途中で変更があるから計画協議をいただいたということです。

大体4月と10月にはバス会社が大きいダイヤ改正をされることが多いのですが、補助金に関係する10月にされるケース多いのですが、4月も当然年度替わりということで計画変更等があります。

今回は国がお金を出しているうちの三木営業所～硯町～明石駅前について、残念ながら減便が発生するということによって、昨年6月に議論をした様式の修正をしたいですというものになります。

また次の6月に同じような様式を見ますが、毎年同じようなサイクルをこれからずっと踏んでいくことになります。10月から9月までの計画をあらかじめ当然決めなきゃいけないから6月に議論しています。10月～9月の期間内で変更があったらその都度議論されますというふうな繰り返しをこれからもずっとやっていくんですよというふうに捉えていただきたいと思います。結果として便数が減って補助金の額としては少し減るということに結果としてなるということで赤字路線で、回数が減ったらその分だけ赤字の額も減るでしょってそういう計算をしているということです。補足としては以上です。

### ○●●会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。この計画を認めいただけますでしょうか？

〈質問等なし〉

はい、ありがとうございます。協議が調ったということにさせていただきたいと思います。

この後のプロセスを踏まえといけないので、そのあたりは事務局におまかせしたいと思います。よろしくをお願いします。

では、続きまして次の協議事項へ移りたいと思います。資料3、一般路線バスにおける移動等

円滑化基準適用除外車両による運行について、事務局からまずよろしくお願いします。

## ○事務局

引き続き●●の方からご説明させていただきます。資料は資料3に基づきましてご説明を進めさせていただきます。

一部路線バスにおける移動等円滑化基準適用除外車両による運行についてというタイトルでございすけれども、まずその中にある移動等円滑化基準適用除外って何かというところを見出し一番で確認をさせていただきたいと思います。

高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律という法律がございまして、それに基づきまして、乗合バス等の車両を新たに導入する際には、床面が低床であること、低い床面であることですか、車椅子を利用した乗車ができることなど、移動等円滑化基準、いわゆるバリアフリー基準の適合が義務付けられております。ただし、道路ですとか地形上の問題等によって、バリアフリー基準を満たすことが困難な場合、今回神姫ゾーンバス様で更新を予定されているローザという車両のタイプの場合は、幅が2.1m以下であって乗車定員が23名を超える自動車になりますので、そういった自動車については、協議会で協議を調えたうえで、地方運輸局に運行事業者さんが申請をして認定を受けることで、バリアフリー基準の一部が適用除外となるといったことが可能なものでございます。

その適用除外を受けた上で、路線バス車両として使用が可能になるといったことが、移動等円滑化基準適用除外のご説明でございます。

この適用除外について、見出し2のところの概要にございますが、神姫ゾーンバス株式会社様におきまして三木市内を運行する一部の路線につきましましては、平成25年、約12年前になりますけれども、運行経路の特性等から、本協議会で承認を得た上で、三菱ふそうローザというタイプで運行をされてきております。しかし、現在使用している車両から十数年経つことから、老朽化が著しくなっておりまして、更新の必要が迫っております。新たな車両に更新するに当たりまして、狭隘な道路、狭い道路等であっても支障をきたすことなく運行できるように、バリアフリー基準適用除外の手続きを行った上で、引き続きローザによって運行したいといったところからお諮りさせていただいております。

運行事業者様は神姫ゾーンバス株式会社様を予定しています。

資料2ページに進めさせていただきまして、車両の運行範囲、見出し4のところでございます。定時定路線型で運行いたします下の表に記載の系統でローザを使用する予定と伺っております。大きくは6ルート、それぞれ8系統のルートで使用される予定と伺っております。

車両の更新内容につきましてですが、まず新しく導入する車両のご説明になります。両括弧1のところにありますとおり、ローザ2025年式を3台導入予定で動かしております。こちらは現行3台のローザを使って運用されているといったところから3台の導入方針を考えられているといったところでございます。

型式等につきましては記載の通りでございますのでご確認いただければと思いますけども、下のところに写真を載せさせていただいております、車両の外観イメージのところ、ローザはこういう車両ですよといったものを載せさせていただいております。

資料3ページに進めていただきまして、では今の現行所有されている車両をどうするかといったところのご説明でございます。所有されております3台のうち、2台は廃車の予定をしております。3台とも走行距離は約46万キロを使用年数は約12年ということで老朽化が進んでおるような車両になっております。

3台のうち2台廃車ですけども、3台のうち1台は故障等の対応のため予備車として1台はと保有されておくということで伺っております。

続いて資料見出し6のところに参加しますが、今回適用除外認定を受ける条項および内容でございます。

全部で5項目ございまして、それぞれ記載の情報に基づく5箇所につきまして適用除外いたしますが、乗降口の幅が80センチ以上であること、情報の車椅子用のスロープ、床面の地上から高さ65センチ以下、車椅子スペースの設置、車椅子スペースの通路幅が80センチ以上確保しなければいけないといったような基準を適用除外させていただきたいところでございます。

車両選定理由でございますが、資料4ページ資料裏面になりますが、運行経路上に、一部経路をお示ししている図を資料4ページで掲載しておりますけれども、鋭角に左折進入する箇所、地図上の表記A地点になりますけれども、かなり鋭角に入っていくといけない形になっております。他にもB地点、C地点で掲載しておりますような少し狭い道路が、この他にも複数あることから、ポンチョと言われるタイプ、皆様にはお出かけガイドお渡ししております

けども、その表紙に緑のバスの写真がありますけれども、こちらがポンチョと言われるタイプになりますが、ポンチョよりもローザのほうが、車幅が7センチほど小さく、さらに最小回転半径も1.3mほど小さくなりますので、選り小回りが利く車両ということで運行上の事故リスク低下に繋がりたいといったところからローザを選定されております。

資料は5ページになっております。資料5ページをご覧ください。

もう一つローザを選定いたしました理由といたしましては、1便当たりの乗車人数が10名を超える路線があるといったところでございます。

また神姫ゾーンバスにヒアリングした限りですけれども、10名以上の集団で利用したいといったお問い合わせそういったニーズがある路線もあることから、ハイエース車両等の車両による運行の場合、乗車しきれない方が発生する可能性がありますので、そういった場合に利用者の方には、次の便まで待っていただく必要が出てきてその方にとっては利便性が損なわれる可能性があるというところからもローザを選定されているといったところでございます。なお、バリアフリー基準の適用除外認定によって、利用が困難となる車椅子利用者の移動につきましては引き続き、三木市社会福祉協議会が主体となって実施しております

福祉有償運送サービスのご利用ですとか障害福祉課実施しております福祉タクシー初乗り運賃助成制度によりまして、移動手段を今後も確保していきたいというふうに考えております。

車両の導入日につきましては、令和7年6月の中旬頃を予定されております。

協議事項3の説明につきましては以上でございます。

## ○●●会長

はい。いわゆるバリアフリーの関係性ですね。高齢者の方などいろんな方が乗りやすい公共交通車両に置き換えていくというのが基本ですけど、道路条件等の関係で、そうはなかなかいかないケースをこの会議体で認めることができるというたてつけになっております。

ローザは写真にもありますが、一番よく見るマイクロバスです。このルートの関係でこの車両を使わざるを得ないので、この会議体で引き続き使うことを認めるかどうかという議題になります。何かございますでしょうか？

## ○●●委員

別所地区の●●とありますが、この運行の系統によりますと、志染、青山、三木市内というのが書いてあって、別所、吉川、口吉川が載っていないのですが、なぜでしょうか。

#### ○事務局

このローザという車両を使用して走行している区間経路が、この記載している系統番号に載っているところになっています。ですので、例えば別所方面を走っているバスは、これとはまた別の車両が走っているような形です。

#### ○●●会長

他いかがでしょうか？特に質問ございませんでしょうか？そしたら引き続きローザを道路状況の対応のために、導入することを協議会として認めるということによろしいでしょうか？

#### ○●●委員

兵庫陸運部の●●です。購入するのは3台で、今3台お使いになっていて、2台を廃止して1台を予備車にまわすということで4台残るという理解でよろしいですか。

#### ○事務局

神姫ゾーンバス様から、そのような運用をしたいと伺っております。

#### ○●●会長

それではもう一度お諮りしますけれども、引き続きローザを一部路線バスにおいて使うことを協議会として認めるということによろしいでしょうか？

〈質問等なし〉

はい、異議なしの声がありましたので、これを認めるということでこの後の手続きを進めたいと思います。ありがとうございました。それでは次の議題へ移りたいと思います。冒頭にもありましたが、路線バスの見直しとデマンド型交通、前回の協議会での議論を行ったものであります。

前回の議論を受けまして、部会で検討し、その辺も踏まえながら各地区に入って説明をして、本格的に導入の方向へ動き出すかどうかというその決定を本会議で行うということになります。まず事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

失礼します。三木市役所交通政策課の●●と申します。本日はよろしくお願いたします私の方から資料4から資料6にかけてご説明させていただきます。以下、着座にて失礼いたします。

お手元の資料まずは資料4をご覧くださいと思います。

資料4、令和7年10月における路線バス等の見直しおよびデマンド型交通の導入案に関する住民説明会の開催結果についてということでございます。

1の開催結果とありますデマンド型交通導入の3地区を記載しておりますが、米印の方にも記載しております通り、各地区の区長協議会、まち作り協議会等における説明、それから路線バスの廃止が関係します自由が丘地区における住民説明会、また路線バスの見直しのみが関係する地区においても、全戸回覧で周知を図らせていただいたということでございます。

2の説明資料につきましては、前回のこの協議会でご説明した内容と、同一でして、また後ほどの資料と重複する部分もありますので、今この場での説明は割愛をさせていただきますが、資料4の続くページに、住民説明会の資料ということで添付しておりますので、またご覧いただきながら説明をお聞きいただけたらと思います。

3の質疑および意見等の概要ということでございます。

お手元の資料4の末尾に、各意見、質問の要旨を載せております。本日この場で一つ一つのこの説明は割愛をさせていただきますが、全体的な傾向として、こちらの方を記載させていただいております。

デマンド型交通そのものへの反対意見は見られなかったものの、別所地区や三木南地区を中心に、地区外へのデマンド利用も求める意見や、デマンド型交通と路線バスを乗り継ぎ利用する際の運賃等を懸念する意見が多く寄せられたということでございます。

デマンド型交通が、区域運行といいまして地区を定めて運行しておりますが地区を越えて移動できないのかといったようなご質問、それからデマンド型交通に乗って路線バスに乗り継いで利用するということは理解するんだけど、それぞれに運賃がかかると総額の支払額が大きくなるのではないかという懸念でございました。

4の質疑および意見等に対する市の考え方ということで記載をしております。今ご説明した内容を踏まえまして、括弧1、デマンド型交通そのものへの反対意見は見られなかったため本年10月における路線バス等の見直しおよびデマンド型交通の導入に取り組んでまいります。

括弧2、その中で、デマンド型交通の路線バスの乗り継ぎ利用に関するご意見を踏まえまして、乗り継ぎ利用に対する割引施策を新たに実施することといたします。

3番目に、地区外への移動といったご意見もございましたが、今回については档案で進めることといたしまして、現行案以上の更なる地区外へのデマンド利用につきましては、路線バス等との役割分担を初めとしまして、運行開始後のデマンド型交通の利用状況や今後のデマンド型交通の他地区への拡充の検討状況なども踏まえながら、中長期的に慎重に検討してまいりたいということでございます。資料4については、ご説明は簡単ではございますが以上とさせていただきます。

続いて資料5をご覧くださいと思います。

資料5でございますけれども、令和7年10月における路線バス等の見直し案についてということでございます。こちらにつきましても、前回のこの協議会で協議いただいた内容と同一でございますので、逐一のご説明は割愛をさせていただきますが、ご覧の運行系統に見直し内容に記載しております通り各路線バスの統合廃止、ルート変更等を行ってまいります。

3のその他に記載しておりますが、詳細なダイヤにつきましては、バス事業者様におかれまして、調整いただいた後、周知を図ってまいります。また令和7年10月のバスの見直しということですが、こちらに書いてあるのはあくまでデマンド型交通と関連して見直すという趣旨でございまして、それ以外の路線バスにおいても見直しが行われる場合がありますのでご注意点として触れさせていただきたいと思います。

資料5のクリップどめ外していただきますと、A3横長で別紙ということで、見直し内容を記載しております。こちらも前回のこの協議会の資料と同一でございますので一つ一つの説明は割愛しますが、また後ほどルート等の確認をいただきますので、その際にこちらの資料をご覧くださいながらご説明を聞いていただけたらと思っております。

続いて資料6をご覧くださいと思います。

こちらが令和7年10月におきますデマンド型交通の導入案ということでございます。先ほ

ど、路線バスとデマンド型交通の乗り継ぎ割引を新たに実施しますということで、ご説明をさせていただきます。それ以外の項目については、前回この協議会でご説明した内容と同一でございますが、念のため改めてご説明させていただきたいと思っております。1の概要ということで、三木南、別所、志染の3地区におきまして、道路運送法第4条に基づくデマンド型交通の運行をいたします。運行の開始については10月1日から、運行日につきましては月曜日から金曜日の週5日、運行時間については午前8時から夕方5時ということでございます。

予約の受付時間については午前9時から夕方5時まで乗車希望時刻の30分前までにご予約が必要ということと、朝早い時間のご利用の場合は、前営業日までにご予約をお願いしたいということでございます。

利用方法につきましては、まずは会員登録をいただく。その後電話予約、あるいはスマートフォン等のインターネット予約でご利用いただけるということでございます。運行の区域および乗降場所については、冒頭お伝えした3地区ということで、後ほど地図を見ながらご説明をさせていただきます。

米印、ご覧のページに一つと、ページめくっていただきますと、もう一つの米印をつけております。こちらについては一部につきまして、地区外を超えて、地区外への運行となりますので、そのことが書いてあります。後ほど地図を見ながらご説明をさせていただきます。

2の括弧2の乗降場所については、自宅、公共施設、自治会公民館等々と記載の記載させていただいた乗降場所でございます。乗降ルールにつきましてデマンド型交通の乗車場所および降車場所のいずれもが幹線エリア内、バス停からおおむね300m以内のエリアでございますが、原則としてデマンド利用は不可ということでございます。一部例外の区間がございますので、こちらも後ほど地図を見ながらご説明をさせていただきます。括弧に、但しということでございますが、高齢者や障害者などで、バス停までの移動バス車両の乗降が困難な方におかれましては、幹線エリア内同士であっても、デマンド利用が可ということでございます。

運行事業者につきましては、現在吉川地区を運行されていらっしゃいます株式会社吉川交通様が今回の3地区についても運行をされます。

10の運行車両につきましては、ハイエース車両ということでございますが、予備車を用いる場合がございます。その場合にセダンタイプで運行される場合もございます。11番、運行台数につきまして各地区車両1台、計3台ということになります。運行事業者が保有している

車両を使用およびタクシー事業で使用する車両との兼用は、可とするということでございます。

また各地区車両1台への運行を基本としつつも、利用の少ない地区から利用の多い地区へ車両を一時的に配車すると、こういったような柔軟な運用については可とするということでございます。

運賃については、大人300円、小児、障がい者、障がい者の介助者150円。13番が、先ほどお伝えした乗り継ぎ割引ということでございます。後ほど、イメージ図を作っておりますので別紙でご確認をさせていただきます。

今後の主なスケジュールということで、令和7年度から、本日この協議会でお認めいただいた上で、令和7年度から説明、利用方法の詳細について周知を図っていきます。7月ごろから会員登録の受付を開始して、10月からデマンド型交通運行開始ということで進めていきたいと思っております。

そういたしますと、続いてA3縦の別紙1地図が入った資料でございます。

一番上につけておりますのが三木南地区ということで、A3の上半分が変更前、現行の状態、下の方が変更後ということで、路線バスを見直し、またデマンド型交通を導入した後の図でございます。上の方で路線バスのルート図を記載しておりますが、このうち62系統については廃止、それ以外についてはルートの変更等見直しを行うということで下の図の方になっております。緑色の点線で囲んだ区域が三木南地区と言われます。こちらの方、デマンド型交通での運行をしております。

三木南地区の西側に、鶯谷、小林、森林公園とバス停がございます。ここからおおむね半径300m以内を幹線エリア内と言っております。

鶯谷から小林にかけては、路線バスが走っておりますので、原則としてデマンド利用は不可ということになりますが、鶯谷から森林公園でありますとか、小林から森林公園、こちらは直接路線バス通っておりませんので、こういった移動についてはデマンド型交通の利用はOKということでございます。

また三木南地区の西側の方にちょうど別所地区が、デマンド型交通と隣接することになります。これについては、境界に近接する乗降場所で、別所のデマンド、三木南のデマンド乗り継

いでいただくことができるということでございます。また、三木南の東側の方に、ちょうど境界の境目のところに志染駅と緑が丘駅がございます。こちらの方へのデマンド利用を可とするということで記載をしております。

続いて1ページめくっていただきまして、今度は別所地区ということでございます。

別所地区につきましては、上の変更前のルート図で言いますと、61、62、102系統とあり、こちらの方が廃止、それからちょうど中心部に書いてあります101系統63系統は統合ということでございます。また30、31系統についても、ルートの一部見直しを行います。

下の方の変更後の地図をご覧くださいと思います。赤い点線で囲んでありますところが別所地区ということでございます。真ん中に30系統、31系統、101系統のルート変更後のルートを記載しております。水色の円で囲んだものと、別所地区の北の方の和田というバス停がございます、オレンジ色の円で囲んでいます。この色の違うバス停同士のデマンドを利用については可とするということでございます。水色同士のデマンド利用は路線バスが走っておりますので原則としてデマンド利用は不可ということになります。

別所地区の東側、先ほどお伝えした三木南地区と別所地区のデマンド型交通の乗り継ぎ利用ということで、こちらの方、境界付近の情報場所で乗り継いで移動いただけるということでございます。

最後に志染地区の地図をご覧くださいと思います。

志染地区におきましては、103系統、こちら一部路線を短絡しております。それ以外、直接志染地区を通っておりませんが104系統、53、54、59、60系統とルート変更がございます。下の方の変更後の地図をご覧くださいと思います。青色の点線で囲んでおります部分、こちらについては志染地区ということでデマンド運行をしております。

志染地区には、商業施設等がございませんでして、前回の協議会でもご審議いただいた通り、センター前、大型の商業施設がございますが、デマンド型交通で移動いただけるという格好で組んでおります。路線バスの色としましては紫と、西側に茶色い色、東側の防災公園付近に水色とあります。こちら先ほどもお伝えした通りの乗降ルールでございます。

資料を見てのご説明はひとまず以上とさせていただきます。

続いて末尾につけております別紙2ということで、A4横長でイメージ図と書いてあります

が、バス乗車証明書の発行によるデマンド運賃の割引についてということでございます。こちらのご利用の流れをイメージ化したものでございまして、デマンド型交通を予約いただいてご自宅まで車が迎えに参ります。

デマンド型交通に乗ってバス停まで移動いただく。バス停で路線バスに乗り換えていただいて、こちらの方が往路という形で目的地まで到着。それでまた帰ってくるときに、バスを利用して自宅の方まで戻ってくる。バスに乗った後、デマンド型交通に乗り換えて家まで帰るといようなイメージでございます。

そのときに、往路の方でデマンド型交通の乗車証明書を発行しますので、まずはこちらを受け取っていただいて、バスに乗り換えたときに、バスの運転手さんの方に、この証明書を提出いただきます。そうすると今度はバスに乗りましたよということでバス乗車証明書が発券されます。

この証明書を持って今度デマンド型交通もらえるときに、運転手に提示いただけましたらこの復路のデマンド運賃、300円または150円というのが正規運賃ですが、こちらを0円、無料ということにします。実質的に多くご利用いただいた運賃が、計算上反映半額でご利用いただけるという言い方もできるかと思いますが、こういう形で、乗継割引を実施して、デマンドとバスと円滑に乗り継いでいただきたいと、そういう思いでこういう新たな取り組みを開始したいというふうに考えております。

まず資料4、資料5、それから資料6の説明については以上とさせていただきます。

## ○●●会長

はい。ちょっと資料がたくさんあって、わかりづらいと思いますけれども、改めてできれば、この秋からデマンド型交通へこの3地区においては、移行したいということで、案の内容そのものは、前回この会議でご説明したものから変わっておりませんがその案。それから運賃に関して、いろいろ住民説明会でもご心配があったのを受けて、往復される際の復路の部分の運賃はとらないということで、結果的に半額で乗り継げるという、そんな形をシステムに加えたいということでもあります。

ご質問とかご意見とか、特に3地区の方から何かありましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか？

○●●委員

三木南地区と乗り継ぎする場合は、三木南地区のデマンドにも予約を入れて乗り継ぐ形になるのですか。

○事務局

はい。ご質問ありがとうございます。

まず乗り継ぎで移動いただく場合のお話でございますけれども、例えば別所地区から三木南の方に移動したいというときにはコールセンターの方に、例えばお電話いただいて、もう胆摘に別所のここから三木南のどこそこに移動したいということでご予約いただきます。そうするとコールセンターの方で、どこで乗りするのが一番効率的なのかというのを確認しまして時間をご案内させていただくという格好になります。

運賃についてはそれぞれの料金がかかりますので、別所地区で1回ご精算いただいて、また乗り換えた後、お支払いいただくというような格好になります。

○●●委員

志染地区の●●です。このデマンド交通につきましては、おおむね理解はしております。

その中で利用回数の多い、少ないという方が出てくると思うのですが、年間を通してかなり利用された方について、何か特典を与えるとか、優遇措置を与えるとか、あるいはその利用が多い地区について、何か表彰状じゃないのですが、年間を通じて需要が多いですよということをアピールしていただくとかいう予定はないのでしょうか？

○事務局

はい、ご提案ありがとうございます。

今のところ、今ご指摘いただいたようなたくさん乗った方を表彰や、感謝の気持ちをお伝えするでありますとか、あるいは利用促進の観点でたくさん乗るとこういう特権がありますというところは、運行開始当初は今のところは実は考えてはおりません。

また、今いただいたご意見とか、利用状況等を見ながら、また地域の声もお聞きしながら、何かインセンティブをつけた方がいいのかとか、そういったところについては検討してまいりたいと思っております。

### ○●●会長

たくさん利用していただくに越したことはございませんし、ハイエース1台各地区で行くわけですけど、それでとてもさばけないほどお客さんが出てくるようなことにうまく育っていけば、それはそれでいいことなので、おそらく市の方でもいろいろ考えをされると思います。

他いかがでしょうか？●●さんはいかがですか。

### ○●●委員

三木南地区の●●でございます。

我々の住民の方にデマンドを利用するにはこういうことをしてくださいよ、デマンドはこういうことなんですよということを、今までPRはしてきたんですけども、住民説明会の参加人員も見ていただいたらわかるとおおり、たくさん来られてない。それで、実際高齢者、あるいは1人住まいの方の方なんかがよくデマンドをこれから使うんじゃないかなと思うんですけども、そういう使わざるを得ない人が説明会に来られてないので、困っている。案内書についても回覧板で回したりしているんですけども、実際スタートする段階になって、わかりやすい手引書というか、チラシがあればありがたいなというふうに思うんですけども、いろいろ経費もかかるかと思うんですけども、作っていただければありがたいなと思います。以上です。

### ○●●会長

ありがとうございました。事務局から吉川での経験も踏まえて何かありますか。

### ○事務局

はい、ありがとうございます。

利用方法等詳細の周知をいかに深めていくかということでございます。吉川の方でも、住民説明会はもとより、出前講座も実施したり、あるいは地域のイベントにブースとして出展したりとか、あるいは公民館だより、全戸配布でございますので、公民館だよりによって何度となく、デマンド型交通の周知PRをさせていただいております。新しく導入する3地区においても、そういった出前講座、住民説明会、いろんな方法で周知PRを深めていきたいと思っております。年度が替わりましたら、区長協議会等でご説明させていただいて、住民説明会の日程も調整させていただきます。また、出前講座、どんどん申し込んでいただきたいということ

で、そのあたりのPRもさせていただきたいと思っておりますので、またご協力の方よろしく  
お願いしたいと思います。

## ○事務局

補足で説明させていただきます。

4月から9月までの半年間、10月までの間にまだ半年、4月以降にも期間がございます。

その半年有効に活用してまずは4月に区長協議会各地区の方で今後の周知の展開の仕方など話を  
させていただいた上で、老人クラブ単位であったり、自治会単位であったり、それぐらいの  
単位ごとにご依頼のあったところから、説明に入りたいと思います。そこでは具体的にこうや  
って会員登録をしてくださいねということであったり、こうやって利用するんですよといった  
ような、そういう具体的なことも共有させていただいた中で、半年間かけて周知を図ってい  
きたいと思っております。

## ○●●会長

周知については、この会議に出ていただいている皆さまにもいろいろご協力をお願いするこ  
とになるかと思っておりますどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

お試し版のときに誘い合わせて、こうやって使えるよっていうのを一度経験していただくの  
が多分一番大切かなと思います。そういうふうになればいいなと思うのですが、どうしても0  
と1の差は大きいので、1から増やす方は抵抗感がだいぶ薄れていくと思うのですが、1人  
でトライしてもなかなか厳しいので、どう誘い合わせる仲間を作るのかというところがポイン  
トになるのではないかという気がしております。

他いかがでしょうか？

今日の会議でお示ししたとおり、前回もお示しした案の方向性、バスの再編について、それ  
からデマンドの運行エリアについて、運行の仕方、残ったバス路線とバッチィングはしない形  
で、ただバス停のそばだからといって、バス路線が通っていないところは使えるし、移動に困  
難のある方々については臨機応変に対応する、今回の場合、事業者は、吉川で運行されている  
吉川交通様が運行されますので、少しその辺りは慣れておられるので、その点少し安心でき  
るかなという気があります。吉川交通様が大変だになっていうのは思うところではありますが、その  
あたりは住民の方々や三木市の協力がそこをサポートするのではないかと思います。

例えばこの三木南と別所地区の乗り継ぎということで、場所がこの辺りで適当に書いてありますけど、これについても決まれば、候補にあたるところに、ここで乗り継ぎをしたいんだけど認めてくれないかという交渉を三木市として行うことになる。そういう段取りになる予定で良かったですね。

#### ○事務局

はい。

#### ○●●会長

今から自家用車とかに頼らずに移動できる足を残すというのは非常に大切だと思いますので、うまくこういう公共交通をいかしていただけるとありがたいなと思います。

それでは、資料に市の考え方が最後まとめてありますけれども、まさにこの通りで、前回の運行エリア等に関する路線バスの見直しとデマンド型交通をこの10月から導入に向けて、案通りに進めていきたいと思っています。前回にはなかったですけども、デマンド型交通と路線バスの乗り継ぎ利用に関しては、先ほどご説明にあったシステムで往路に乗ったことの証明書を事例みたいな形でもらって、復路に路線バスで証明書をもらおうと、もらった乗車証明書で復路のお金を払わずに乗れるという割引システムを導入するという形です。注記がありますけれども、今後実際に運行して、うまく利用される、うまく利用されないそういった移動のパターン的にはちょっとここはまずいということそういうことが生じた場合、そこは適宜問題に応じて対応を図っていきますし、大きな話だったらまたこの会議で議論しないといけないということになりますので、この会議で諮っていくという形になると思います。

そういうことで、この案を認めるということによろしいでしょうか？

〈質問等なし〉

ご意見がないようで、この案で協議会としては認めたということで、秋の本格稼働に向けて、先ほど事務局から説明ありましたが、4月以降、しっかりと住民との間に入って、同じ目線で説明していただければと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

予定していた協議事項はここまでですけれども、議題的にはその他という形になるんですけども、こういう機会ですので何か本日の議題に関係することでも、関係しないことでも結構です。何かここわからなかったんだけどということでも結構ですから、何かご質問等あれば、そ

のほか事業者の方から何か告知すべきことがあれば、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか？よろしいですか。

はい、特にないようですので、私の役割はここまでとして、進行を事務局に戻します。

#### ○事務局

●●会長におかれましては、会議の進行につきまして、誠にありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、本協議会の副会長でございます三木市都市整備部長の●●から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

#### ○●●副会長

本日は大変お忙しい中、協議会へ出席いただきましてありがとうございます。また終始活発なご議論いただいたと思っております。誠にありがとうございました。

本日は協議事項として4点、本協議会設置要綱の改正について、路線バスの運行内容の見直した使用する車両について、そして最後に一つの大きな、今まで検討いただきました課題となっておりますデマンド型交通の導入、またそれに伴う路線バスの見直しについてご審議を賜りました。全てご承認いただいたということで誠にありがとうございます。審議の中で、デマンド型交通については、利用回数を上げるために何か工夫が必要なのではないかということやまた周知方法、これは大変大事なことだと思っております。この4月以降、区長協議会等にも出向かせていただいて、御説明、また今担当課長も申しましたように、自治会や老人会等の方へ出前講座も行いたいと思っております。できるだけ皆さんにこういう利用方法ができるというところを知っていただきたいと思っておりますので、ご協力を賜ればと思っております。本日もご承認いただきましたので、導入に向けまして、準備の方を引き続き進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、引き続き本協議会の取り組みに格別のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶をさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

#### ○事務局

●●副会長、ありがとうございました。最後に2件事務連絡を申し上げます。

まず一点目です。本日、皆様の机に、令和7年度の本協議会の委員の推薦等に係る書類を配らしていただいております。大変お手数おかけし申し訳ございませんが、中身をご確認いただきまして、4月25日までにご提出いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それともう一点です。本会議の途中でも一度触れましたが、2024年11月三木市公共交通総合時刻表のお出かけガイドというものを皆様にお配りしております。この中には路線バスはもちろん、神鉄の時刻表が全て載っておりますのと、その他にも、北播磨総合医療センターの無料シャトルバスの時刻表でありますとか、神戸電鉄利用助成制度について、さらには最後のほうのページですが、地域ふれあいバスについてもこちらの方で網羅しております。

また一度お時間が終わりの際にご覧いただくとともに、市役所でありますとか、各地区の公民館にも配布をしております。関心ある方あるいはバスを利用いただく方は神鉄を利用していただく方、皆さんにまたご周知いただきましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第16回目三木市地域公共交通検討協議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては長時間にわたりまして、また貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。本日はどうもありがとうございました。